

マスク及びアルコール消毒製品の転売規制解除について

1. 概要

- 令和2年3月15日よりマスク、5月26日よりアルコール消毒製品について、国民生活安定緊急措置法施行令により、いわゆる高額転売が禁止されている。
- 本規制は、マスク等の需給が逼迫する中、高額転売が横行していたことを踏まえ、国民の生活の安定を確保する観点から開始されたもの。
- しかしながら、本措置は、法律上「事態克服に必要な限度を超えてはならない」とされているところ、マスク等については国内生産増や輸入拡大により、既に市場で入手できる状況になってきている。
- このため、**国民生活安定緊急措置法施行令を改正し、マスク及びアルコール消毒製品の転売規制を解除する。**

○国民生活安定緊急措置法
(割当て又は配給等)

第二十六条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、**生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるとき**は、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため**必要な限度を超えるものであつてはならない。**

2. マスク・アルコール消毒液の供給状況

- 市場におけるマスクの供給量については、6月時点で約8億枚を超える供給量に達し、8月には約10億枚を達成できる見込み。
- アルコール消毒液は、5月から7月にかけて、昨年月平均の約6倍の約600万L程度の生産を継続し、今後も増産予定。

3. 施行期日等

8月28日(金) 公布、8月29日(土) 施行

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 生活関連物資等の指定の解除

一 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）第二十六条第一項の規定に基づき生活関連物資等として指定されている衛生マスク及び消毒等用アルコールの指定を解除するものとする。

（第一条関係）

二 衛生マスク及び消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスク及び消毒等用アルコールの購入をした者は、当該購入をした衛生マスク及び消毒等用アルコールの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスク及び消毒等用アルコールの売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該衛生マスク及び消毒等用アルコールの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないとする規定を廃止するものとする。

（第二条関係）

三 二に規定する購入をした衛生マスク及び消毒等用アルコールの譲渡をしてはならないとする規定に違反した場合の罰則を廃止するものとする。

（第七条関係）

第二 附則

一 この政令は、公布の日の翌日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(附則第二項関係)

三 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)について、所要の改正を行うこととする。

(附則第三項関係)

政令第 号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）第二十六条第一項、第三十一条及び第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条第一項中「法」を「国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とし、第四条を第二条とし、第五条を第三条とする。

第六条第三項中「第二項本文」を「第一項本文」に改め、同条を第四条とする。

第七条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

3 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号)の項中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改める。

理由

国民生活安定緊急措置法第二十六条第一項の規定に基づき、同項の生活関連物資等として指定している衛生マスク及び消毒等用アルコールの指定を解除する等の必要があるからである。

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号) 1

(附則)

○地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 4

改正案

現行

（削る）

（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）
第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、次のとおりとする。

一 衛生マスク

二 消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）

（特定生活関連物資等の転売の禁止）

第二条 前条各号に掲げる生活関連物資等（以下この条において「特定生活関連物資等」という。）を不特定の相手方に対し売り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該特定生活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引

（削る）

(報告の徴収)

第一条 国民生活安定緊急措置法(以下「法」という。)第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。

2 一〜四 (略)

第二条・第三条 (略)

第四条 (略)

2 (略)

3 第一項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 (略)

(削る)

をして行うものであつて、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。)をしてはならない。

(報告の徴収)

第三条 法第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。

2 一〜四 (略)

第四条・第五条 (略)

第六条 (略)

2 (略)

3 第二項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 (略)

(罰則)

第七条 第二条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をし

たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる
政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる
政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	(略)	国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）	(略)
事務	(略)	第四条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	(略)

政令	(略)	国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）	(略)
事務	(略)	第六条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	(略)